

第5章 社協が重点的に取り組むこと（第4次地域福祉総合推進計画）

堺市社協は、地域福祉を推進する専門機関として、市民や関係団体等と協働しながら地域福祉をすすめていくための「地域福祉総合推進計画」を、平成5年から3次にわたって策定してきました。これらは計画を策定したそれぞれの時代の地域福祉をとりまく社会情勢をふまえて、第1次計画は在宅福祉への取り組み、第2次計画はボランティア活動の組織化、第3次計画は多様な主体による地域福祉活動の推進に焦点をあてて策定、推進してきました。

この間、社会福祉法で地域福祉が「新しい社会福祉」として位置づけられたことを受けて、堺市も第1次の地域福祉計画を策定しました。この計画と第3次の地域福祉総合推進計画は、ともに堺市の地域特性や課題を反映した共通する目標や内容を含んでおり、それぞれの計画をふまえた多くの事業を市と社協が協働して企画・実施してきました。こうした経験を活かして、第4次地域福祉総合推進計画は、第2次堺市地域福祉計画と合同で策定し、それぞれの特長を活かしながら、多くの市民・団体や事業者等との協働のもとで推進していくこととなりました。

こうした状況から、第4次地域福祉総合推進計画は、「第3章 みんなで取り組むこと」をすすめるうえで、地域福祉推進の専門機関である社協が重点的に取り組むことを定める計画とし位置づけます。

あわせて、第4次地域福祉総合推進計画は「第3章 みんなで取り組むこと」を具体的に実現していくうえで、一人ひとりの市民、それぞれの団体や機関等がたてる「各団体等の実施計画」の、サンプルにもなるものと考えています。

社協は、この計画を年度ごとの事業計画等に反映させるとともに、各団体等の実施計画とも突きあわせ、協働しながら推進していきたいと考えています。みんなで実施計画を持ち寄り、いっしょに考え、取り組んでいきましょう。

【社協が重点的に取り組むことの一覧】

- 1．いろいろな人が協働して地域福祉をすすめるよう「つなぎ役」の機能を高めます
 - (1) コミュニティソーシャルワーカーを配置します
 - (2) コミュニティワーク機能を強化します

- 2．身近な地域での相談活動や支えあいの活動を推進します
 - (1) 小地域ネットワーク活動を推進します

- 3．学校・地域・職域等での福祉教育をいっそう推進します
 - (1) 福祉教育をすすめるための委員会を設置します
 - (2) キャップハンディ派遣事業を強化します

- 4．多様なボランティア・市民活動を支援し、ネットワークによる協働事業を推進します
 - (1) 「プラットホーム型協働事業」を展開します
 - (2) 活動に対する支援を充実します

- 5．権利擁護を支援するための取り組みを充実します
 - (1) 市民参加型の権利擁護事業を推進します
 - (2) 地域の後見力を高めるよう推進します

- 6．災害時のボランティア支援機能を強化します
 - (1) 災害ボランティアセンターの設置・運営に備えて取り組みます
 - (2) 平常時から各種団体等との連携や研修・訓練などを行います

- 7．地域福祉推進機関としての社協の組織を強化します
 - (1) 社協活動への市民参画を促進します
 - (2) 区の地域特性に応じた活動・事業を展開するための協議の場づくりを推進します

1. いろいろな人が協働して地域福祉をすすめるよう「つなぎ役」の機能を高めます

(1) コミュニティソーシャルワーカーを配置します

堺市の「地域生活を支えるしくみ」のなかで、コミュニティソーシャルワーカーは、しくみづくりをすすめるうえでのキーパーソンとして位置づけられています。コミュニティソーシャルワーカーは、各エリアの特性に応じたつなぎ役を担っていくよう各区と複数小学校区に配置されることとなっており、社協は地域支援の拠点である区事務所にネットワークづくりに重点を置いたコミュニティソーシャルワーカーを配置します。

社協に配置するコミュニティソーシャルワーカーは、在宅介護支援センター等に配置されるコミュニティソーシャルワーカーとともに、校区福祉委員会や民生委員児童委員会などの地域組織や地域の事業者・関係機関等と連携して、地域で生活していくうえでの福祉的な課題をかかえる人を支援するとともに、課題解決のためのネットワークづくりなどに取り組みます。

(2) コミュニティワーク機能を強化します

市民等による地域にねざした課題解決のための活動を支援する専門的な技術をコミュニティワークといいます。地域福祉をすすめるうえでのコミュニティワークを担っていくことは、社協の最も重要な使命のひとつであり、地域生活を支えるしくみづくりをすすめるうえでの役割としてその機能を強化していくよう、コミュニティワーカーの体制を充実するとともに、すべての職員がコミュニティワークの技術を高め、それぞれの業務のなかで活かしていくよう、研修等に取り組みます。

特に、地域を基盤とした地域生活支援を推進するよう、校区福祉委員会の活動基盤を強化するとともに、多様なボランティア・市民活動を行っている団体等との協働をすすめ、小地域ネットワーク活動や校区ボランティアビューローでの相談活動、「(仮称)お元気ですか訪問活動」等による課題解決型の活動への支援を強化します。また、地域でのつながりづくり、協働の場づくり、課題解決の場づくりなどにも取り組みます。

さらに、堺市の「地域生活を支えるしくみ」の各エリアで、地域福祉の計画づくりを推進します。

2. 身近な地域での相談活動や支えあいの活動を推進します

(1) 小地域ネットワーク活動を推進します

堺市では小学校区を単位として、校区福祉委員会、民生委員児童委員会、自治連合会等の地域組織の協力のもとで小地域ネットワーク活動が行われています。

この活動では、住み慣れたまちでだれもが安心して暮らせる地域づくりをすすめるために、見守り・声かけ訪問などの個別援助活動や、いきいきサロン、子育てサロンなどのグループ援助活動などが、地域の状況に応じて展開され、地域の人々のつながりづくりなどに活かされています。

こうした実績と成果を活かし、公的な福祉サービスや専門的なボランティア活動等とも連動しながら、地域で生活していくうえでの福祉的な課題を解決するよう支援する「課題解決型の地域福祉活動」が求められています。その推進のために、地域の身近な相談窓口としての校区ボランティアビューローや個別支援活動としての「(仮称)お元気ですか訪問活動」なども活用した小地域ネットワーク活動を、活動の中核を担う校区福祉委員会の基盤強化を図りながら、推進していきます。

3. 学校・地域・職域等での福祉教育をいっそう推進します

(1) 福祉教育をすすめるための委員会を設置します

市民一人ひとりが地域福祉を自らの問題として考え、困ったときには適切な支援を受けるとともに、「お互いさま」の意識で活動に参加し、協働していくには、地域福祉について学ぶ機会をさまざまなところにつくっていくことが重要です。

子どもからシニア層の人たち、地域とのつながりが大きい人も小さい人も、それぞれが学べる場を学校・地域・職域等で増やすとともに、より効果的にすすめていくための検討をすすめていくための「(仮称)福祉教育開発委員会」を設置します。

この委員会では、多様な層に対応した福祉教育プログラムの開発や普及をすすめるとともに、学習を支援するグループや人材の養成を、複数小学校区を単位としてすすめていきます。

(2) キャップハンディ派遣事業を強化します

小学校等に指導者を派遣し、障害を疑似体験する福祉教育「キャップハンディ派遣事業」の体験プログラムの開発をすすめるとともに、指導者を増員して派遣回数を増やすなど、事業の強化を図ります。

4. 多様なボランティア・市民活動を支援し、ネットワークによる協働事業を推進します

(1) 「プラットフォーム型協働事業」を展開します

複雑で多様化した地域の福祉ニーズを解決していくには、1つの機関・団体だけではなく、市民、ボランティア団体やNPO、事業所、行政などが、それぞれ

の理念や独自性を保持しながら協働し対応することが必要となっています。

地域福祉をみんなですすめるうえで「プラットフォーム」という手法が注目されています。プラットフォームとは「舞台」や「基盤」を意味する言葉で、そこにさまざまな人々や団体等が集い、地域の課題を解決するためのしくみや取り組みを生み出していきます。

社協は多様なボランティア・市民活動を支援しながら、地域のニーズに対応できる「プラットフォーム型協働事業」を展開します。

(2) 活動に対する支援を充実します

ボランティア・市民活動への支援として、各区のボランティア情報コーナーの充実を図るとともに、市民活動サポートセンターをはじめとした活動拠点の充実に取り組みます。

また、ニーズに応じたボランティア講座を行い、活動に参加するうえで必要な知識や技術を身につけるとともに、さらなるレベルアップを支援していきます。

5. 権利擁護を支援するための取り組みを充実します

(1) 市民参加型の権利擁護事業を推進します

地域福祉は「だれもが自分らしく暮らせる」ことをめざした取り組みであり、介護や支援が必要な状態になっても、尊厳をもって生活するというあたりまえの権利が守られることが前提であるとともに目的でもあります。権利擁護支援のための取り組みとして、社協では地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を実施し、日常的な生活や金銭管理等の支援を行っていますが、高齢化が急速に進行するなかで支援のニーズはどんどん増加しています。

こうしたニーズを地域のつながりも活かしつつ、市民の立場で支援するしくみをつくっていくよう、生活支援員として登録するしくみを構築するとともに、継続的な研修などを通じて人材の養成やレベルアップを図りながら、活動を推進していきます。

(2) 地域の後見力を高めるよう推進します

判断能力に支援が必要な高齢者や障害者を悪質商法などの被害から守り、安心して暮らせるよう支援するには、地域の人々が権利擁護の大切さを理解し、見守る力を高めていくことが必要です。

そのために、権利擁護に関する啓発や、見守りなどをはじめとした地域での活動プログラムの開発を行うなどの取り組みを推進します。

6 . 災害時のボランティア支援機能を強化します

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営に備えて取り組みます

災害発生時には、その被害規模やボランティア活動の必要性に応じて、ボランティアが被災地のニーズに寄り添い、地域や各種団体の主体的な活動を支援できるよう、調整と対応を行うセンターが求められます。

緊急時に迅速に災害ボランティアセンターを設置できるよう、マニュアルの点検や対応体制のチェックなど、継続的な取り組みをすすめます。

(2) 平常時から各種団体等との連携や研修・訓練などを行います

災害時に支えあえる関係をつくっていくよう、平常時から地域・ボランティア団体や関係団体と「(仮称)災害ボランティア団体連絡協議会」を組織するとともに、近隣の社協などと連携の方法を協議します。

また、校区福祉委員会やさかいボランティア連絡会などと連携して、平常時から災害時に支援が必要な方への支援を意識した活動をすすめるよう、研修等を通じ推進するとともに、災害時のボランティア支援等についての訓練を行います。

7 . 地域福祉推進機関としての社協の組織を強化します

(1) 社協活動への市民参画を促進します

地域福祉をいっそう住民主体で推進するよう、社協活動への市民参画を促進するための取り組みを強化します。

特に、住民賛助会員への協力をすすめるよう、地域と協働して取り組みます。また、社協役員などによる経営会議を強化し、より市民に求められる社協経営に努めます。

(2) 区の地域特性に応じた活動・事業を展開するための協議の場づくりを推進します

区の地域特性や区民のニーズに応じた社協活動や事業を展開していくよう、地域で活動している団体等の意見を幅広く集約し、区ごとの取り組みに反映させるとともに、区での計画づくりなどもすすめていくための協議の場の設置を推進します。